

徳島県告示第四百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年八月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
宍喰加入区  阿南中央（大潟） 加入区	宍喰漁業協同組合 の地区  阿南中央漁業協同 組合の地区のうち 阿南市大潟町の区 域	釣り又は浮きはえ縄を使用して、かつお、まぐろ、か じき又はさめをとることを目的とする漁業  底びき網を使用して営む漁業
中林加入区	中林漁業協同組合 の地区	法第百四条第二号に掲げる漁業